

放送サービス契約約款 変更前	放送サービス契約約款 変更後
<p>(楽録、又はブルーレイ搭載楽録、又は新4K放送対応STB、及び新4K放送対応楽録の利用) 第12条</p> <p>接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録、又はブルーレイ搭載楽録、又は新4K放送対応STB、及び新4K放送対応楽録のみを利用することはできません。</p> <p>2 会社は、楽録、又はブルーレイ搭載楽録、及び新4K放送対応楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。</p> <p>3 前項において、楽録、又はブルーレイ搭載楽録、及び新4K放送対応楽録契約の解約により楽録、又はブルーレイ搭載楽録、又は新4K放送対応楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は加入者の負担となります。</p> <p>5 新4K放送対応STBの解約により新4K放送対応STB加入契約が終了する場合は、新4K放送対応STBを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナル又は楽録又はブルーレイ搭載楽録に替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は加入者の負担となります。</p>	<p>(楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録の利用) 第12条</p> <p>接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録のみを利用することはできません。</p> <p>2 会社は、楽録、ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。</p> <p>3 前項において、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応楽録契約の解約により楽録、ブルーレイ搭載楽録及び新4K放送対応楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去等に要する費用は加入者の負担となります。</p> <p>5 前項において、新4K放送対応STBの解約により新4K放送対応STB加入契約が終了する場合は、新4K放送対応STBを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナル又は楽録又はブルーレイ搭載楽録に替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は加入者の負担となります。</p>
<p>(放送サービス利用の休止) 第17条</p> <p>2 休止期間中のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、月額400円(税込 440円)をお支払いいただきます。</p>	<p>(放送サービス利用の休止) 第17条</p> <p>2 休止期間中の第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスの利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、月額400円(税込 440円)をお支払いいただきます。</p>
<p>(設備の設置場所の変更) 第24条</p> <p>3 光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末及びデジタルホームターミナルの設置場所変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については第21条(引込設備、宅内設備の設置工事)によるものとします。また、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)及びデジタルホームターミナルの撤去に要する別途会社 が定める費用は加入者の負担となります。</p>	<p>(設備の設置場所の変更) 第24条</p> <p>3 光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末及びデジタルホームターミナルの設置場所変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については第22条(引込設備、宅内設備の設置工事)によるものとします。また、引込設備、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)及びデジタルホームターミナルの撤去に要する別途会社 が定める費用は加入者の負担となります。</p>
<p>(利用料金) 第27条</p> <p>第27条 加入者は、放送サービスの利用に際し、デジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録を利用する場合には、新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2を利用する場合には、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネルを利用する場合にはデジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VODを利用する場合にはIP-VOD利用料金を、別表記載のとおりデジタルホームターミナル1台ごとにお支払いいただきます。</p>	<p>(利用料金) 第27条</p> <p>第27条 加入者は、放送サービスの利用に際し、第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスの利用料金を、別表記載のとおりデジタルホームターミナル1台ごとにお支払いいただきます。</p>
<p>(料金等の減免) 第28条</p> <p>会社が第22条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD月額基本料金は無料とします。</p>	<p>(料金等の減免) 第28条</p> <p>会社が第22条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスのその月の利用料金は無料とします。</p>
<p>(利用料金の計算) 第29条</p> <p>2 楽録、又はブルーレイ搭載楽録、又は新4K放送対応STB、及び新4K放送対応楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。</p>	<p>(利用料金の計算) 第29条</p> <p>2 楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。</p>

放送サービス契約約款 変更前	放送サービス契約約款 変更後
(利用料金等の請求及び支払) 第30条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金内、 デジタル放送サービス基本利用料金又は楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB又は新4K放送対応楽録又はケーブルプラスSTB2及びIP-VOD利用料金は翌月に請求し、デジタルペイチャンネル利用料金については、別途会社の定める月に請求するもの とします。	(利用料金等の請求及び支払) 第30条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金内、 第10条(放送サービスの種類)に定める放送サービス(第7号を除く)の利用料金は翌月に請求し、第10条(放送サービスの種類)第7号に定めるサービスの利用料金については、別途会社の定める月に請求するもの とします。
(地位の継承) 第35条 3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)及びデジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、 第23条(設備の設置場所の変更) を準用します。	(地位の継承) 第35条 3 権利の譲渡又は地位の継承に伴い、光放送端末、光通信端末、無線通信端末(親機)、無線通信端末(子機)及びデジタルホームターミナルの設置場所の変更を行う場合、 第24条(設備の設置場所の変更) を準用します。
(解除) 第42条 会社は、 第18条(放送サービスの停止) の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。	(解除) 第42条 会社は、 第19条(放送サービスの停止) の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。
2 会社は、加入者が 第18条(放送サービスの停止) 1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。	2 会社は、加入者が 第19条(放送サービスの停止) 1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。
付則	付則 5 この約款は、2021年1月31日より施行します。
料金表(個人契約) (1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 22) ディズニーチャンネル HD ディズニーXD(エクスディー) デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込 870円)	料金表(個人契約) (1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 22) ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込 870円)
*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録 又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録 利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。	*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
料金表(法人契約) (1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 22) ディズニーチャンネル HD ディズニーXD(エクスディー) デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込 870円)	料金表(法人契約) (1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 22) ディズニーチャンネル HD ディズニージュニア デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込 870円)
*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録 又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応STB及び新4K放送対応楽録 利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。	*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録、ブルーレイ搭載楽録、新4K放送対応STB、新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。